

新型コロナウイルス感染症対策

「総合対策パッケージ(第10弾)」

市では、新型コロナウイルス感染症の総合対策を一層推進するため「市民生活の支援」、「地域経済の支援」、「感染症対策の充実」として、総合対策パッケージ(第10弾)を展開します。

総合対策パッケージ第10弾
総額 4億7,032.8万円

I 市民生活の支援

9,852.8万円

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給

問合先 地域福祉課福祉総務グループ(あいあい ☎84-3311)

令和4年度に新たに住民税非課税世帯(世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯)となった世帯等に対して、1世帯当たり一律10万円の臨時特別給付金を支給します。

※詳しくは、広報かめやま令和4年6月16日号をご確認ください。

低所得の子育て世帯(ひとり親世帯)への生活支援特別給付金の支給

問合先 子ども未来課子育てサポートグループ(あいあい ☎96-8822)

低所得のひとり親世帯(児童扶養手当受給世帯等)に対し、児童1人当たり一律5万円の生活支援特別給付金を支給します。

※詳しくは、広報かめやま令和4年6月16日号をご確認ください。

低所得の子育て世帯(ひとり親世帯以外)への生活支援特別給付金の支給

問合先 市民課医療年金グループ(☎84-5005)

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり一律5万円の生活支援特別給付金を支給します。

※詳しくは、広報かめやま令和4年6月16日号をご確認ください。

放課後児童クラブの利用料減収補てん

問合先 子ども未来課子育てサポートグループ(あいあい ☎96-8822)

放課後児童クラブの利用自粛に係る利用料の減収補てんについて、放課後児童クラブ運営者に対して補助を行います。

新型コロナウイルス感染症対策

亀山プレミアム付商品券事業(ver.2)の展開

問合せ先 商工観光課商工業振興グループ(☎84-5049)

コロナ禍における物価高騰等による市民生活への支援を行うため、5千円の購入額で8千円分(プレミアム率60%)が利用できる全市民が購入可能な非接触型のプレミアム付デジタル商品券(以下「商品券」という。)[TAKERU][たちばな]を発行します。

国民健康保険税の減免

問合せ先 市民課国民健康保険グループ(☎84-5006)

新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯等に対し、国民健康保険税を減免します。

対象世帯

▷感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯

▷感染症により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯

※減免を受けるには、申請が必要です。

※非自発的失業者(倒産・解雇などの理由で離職された人)の保険税軽減制度の対象となる人は、減免対象外です。ただし、給与収入以外の収入の減少が見込まれる場合は、減免対象になる場合があります。

※令和2年分以降の収入においても前年に比べて、3割以上減少していた場合は、減免の対象となることもあります。

申請期限 令和5年3月31日(金)

II 地域経済の支援

3億5,150万円

亀山プレミアム付商品券事業(ver.2)の展開等 【地方創生臨時交付金活用】

問合せ先 商工観光課商工業振興グループ(☎84-5049)

市内事業者のキャッシュレス決済(以下「キャッシュレス」という。)によるデジタル化の推進を図るとともに、感染症対策に配慮した消費喚起を促し、地域経済の循環を図ることを目的とした非接触型の商品券(8千円)として、[TAKERU](5千円分)は登録のある全店舗で、「たちばな」(3千円分)は登録のある小規模店舗で利用できるものとして発行します。

また、キャッシュレス決済機器導入支援事業として、市内事業者が機器等を購入する経費に対し、5万円(補助率:1/2)を上限に補助を行います。

1 亀山プレミアム付デジタル商品券

市内の参加店舗でキャッシュレスによる買い物ができるプレミアム率60%のデジタル商品券と二次元コード付のプリペイドカードを発行します。この商品券の取り扱いを行うためには、事前に参加店舗の登録が必要になります。

亀山プレミアム付デジタル商品券「TAKERU」「たちばな」参加店舗の募集

申込期間 7月20日(水)～8月22日(月)必着

申込方法 申請書に必要事項を記入の上、商工観光課商工業振興グループ(〒519-0195 本丸町577)へ提出してください(申請書は、市ホームページからダウンロードできます)。

注意事項 参加店舗は、商品券の二次元コードを読み込むためのiPad(対応OS13以降)およびインターネットに接続できる環境(Wi-Fi)が必要です。
お持ちでない店舗は、別途「亀山市キャッシュレス決済機器導入支援補助金」をご活用ください。
なお、レンタル(有料)もありますので、ご相談ください。

相談会 本事業の参加店舗募集にあたり、事業者の個別相談会を開催します。ぜひ、ご活用ください。
とき 7月25日(月)、26日(火)、27日(水)、29日(金) いずれも午後1時30分～4時30分
ところ 商工会議所

※電話またはメール(✉shokogyo@city.kameyama.mie.jp)で事前の申し込みが必要です。

2 亀山市キャッシュレス決済機器導入支援補助金

感染症対策に配慮した非接触型の支払いによるデジタル化の推進を図ることを目的に、市内事業者がキャッシュレス決済機器を購入した場合に必要な経費に対して、5万円(補助率:1/2)を上限に補助を行います。

補助金額 対象経費の2分の1で上限5万円(千円未満の端数は切り捨て)

※申請は1事業者につき1回限りとします。

※予算の範囲内での交付となります。

対象者 次のすべてに該当する事業者

- ▷7月1日以前から市内に事業所を有し、かつ市内において事業活動を営む事業者
- ▷今後も引き続き市内で事業活動を継続する意思があること
- ▷性風俗関連特殊営業等を行うものでないこと
- ▷暴力団、またはその密接な関係者でないこと

交付要件 次のすべてに該当すること

- ▷7月15日から令和5年2月28日までにキャッシュレスを行うための端末や附属機器等を購入し、支払い手続きが完了していること
- ▷国または他の地方公共団体が実施する補助金および助成金の交付申請内容と重複していないこと(補助金の対象経費の内容が重複していなければ、他の補助金と併用して利用可能)

補助対象経費 キャッシュレス決済機器およびその附属機器等の購入に要する経費

補助対象 (例)	対象外 (例)
<ul style="list-style-type: none">・キャッシュレス決済端末本体機器・暗証番号入力用キーパッド・電子マネー決済用の非接触リーダライタ・バーコードリーダー・レシートプリンター・タブレット(商品券「TAKERU」「たちばな」に参加するためのiPadに限る)・無線LANルータ	<ul style="list-style-type: none">・工事費・手数料・通信費・送料・システム、ソフト等購入費・パソコン、タブレット、スマートフォン等の機器(単体での購入) ※商品券「TAKERU」「たちばな」に参加するためのiPadは除く・リース料およびレンタル料・割賦払に係る経費やポイント支払分・消耗品(レシート等) ※ただし、購入した機器本体にセットされている場合は除く・既存の決済端末等のライセンスの更新等に要する経費

申請期間 7月15日(金)～令和5年3月10日(金)(当日消印有効)

申請方法 申請書に必要事項を記入の上、提出書類を添えて、商工観光課商工業振興グループ(〒519-0195 本丸町577)へ郵送してください。提出書類については、電話でお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

※配達記録が確認できる簡易書留郵便等での郵送をお勧めします。

※申請書は、商工観光課商工業振興グループ、関支所、あいあい に備え付けてあります。また、市ホームページ([URL https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2022062000208/](https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2022062000208/))からもダウンロードできます。

III 感染症対策の充実

2,030万円

ワクチン接種体制の充実【総合対策パッケージ(第6弾)追加分】

問合せ先 新型コロナウイルスワクチン接種室
(あいあい ☎98-5565)

60歳以上および18歳以上60歳未満で基礎疾患がある市民を対象に新型コロナウイルスワクチンの追加接種(4回目)を迅速に行うため、実施体制の確保に係る経費を増額することで、ワクチン接種体制の充実を図ります。

PCR簡易検査キットの追加購入【総合対策パッケージ(第5弾)追加分】

問合せ先 健康政策課健康づくりグループ
(あいあい ☎84-3316)

家庭や職場内等における感染症発生に伴い、その濃厚接触者および接触者のうち、無症状であるが、PCR検査を希望する市民に対して無償配布しているPCR簡易検査キットの追加購入を行います。